

豊中市老人ホーム入所判定委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 老人ホームへの入所措置の適正な実施に資するため、老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を長寿安心課内に設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 老人ホームへの入所の要否に関すること。
- (2) 老人ホーム入所者の入所継続要否に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 健康医療部所属の医師
- (2) 福祉事務所長
- (3) 保健予防課長
- (4) 長寿安心課長
- (5) その他市長が必要と定める者

3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座 長)

第4条 委員会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、委員会の会議を掌理する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指定した委員（座長代理）がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、市長が招集する。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿安心課において行う。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年(2002年)2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年(2006年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年(2007年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年(2010年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年(2012年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。